

PNC CBP (Cloud Business Partner) プログラム パートナ規約

株式会社ピーエヌシー（以下「当社」といいます）は、PNC クラウドビジネスパートナー（CBP）プログラム（以下「本プログラム」といいます）について、この規約（以下「本規約」といいます）により取り扱います。

第1条 （本プログラムの目的）

本プログラムは、当社と本プログラムに加入する事業者および個人（以下「パートナー」といいます）が相互に協力し、クラウドコンピュータに係るクラウドビジネスの創造、市場開拓、サービス開発、サービス提供等を積極的に推進することを目的とします。

第2条 （本契約の適用）

当社およびパートナーは、本規約に基づき本プログラムを遂行するものとします。

2. 当社とパートナーは、実際にクラウドビジネスでのサービスを実施する場合、そのサービス内容に基づき別途個別契約を締結するものとします。
3. 本規約の内容と個別契約の間で矛盾がある場合、個別契約を優先するものとします。

第3条 （契約の成立）

本プログラムに加入しようとする者は（以下「申込者」といいます）本規約に同意のうえ、指定の申込手続きに従って申し込むものとします。当該申し込みに対して、当社が承諾したときに申込者と当社の間で契約が成立するものとします。

2. 当社は、次の各号に該当する場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告した場合
 - (2) 申込者の信用に不安がある場合
 - (3) 申込者と本件契約の締結を行うと、当社または本契約の他のパートナーに明らかに支障を及ぼすと恐れがある場合

第4条 （パートナーの義務等）

パートナーは、当社および本契約のパートナーの信用、評判等を毀損し、その他営業上の損害を与える可能性のある行為は一切行わないものとします。

2. パートナーは、所在地、商号、代表者および連絡先等届け時の内容を変更する場合、その旨を当社に通知しなければならない。

第5条 （パートナーへの支援）

当社は、パートナーがクラウドサービスの開発・試験・評価等を目的にクラウドプラットフォーム（当社 InterCloud サービス）を当社の裁量により提供します。なお、プラットフォームの提供は当社の事由で変更される場合があります。

2. 当社は、前記目的のプラットフォームを無償で3ヶ月まで提供します。この期間を過ぎても所期の目的を達成していない場合、パートナーと当社はその後の扱いを協議の上決めるものとします。

CBP (Cloud Business Partner) Program Agreement

3. 前記目的でプラットフォームを除く費用が生じる場合、当該費用の全部または一部をパートナーによる負担が適当と判断されるとき、当初とパートナーは事前に協議し費用負担の扱いを決めるものとします。
4. 当社は、パートナーのクラウドサービスの開発・試験・評価等の進捗状況について確認を求める場合があります。
5. 当社から提供したクラウドプラットフォームの利用目的が、前記の趣旨に沿っていないと確認された場合、当社は提供を中止する場合があります。

第6条 (守秘義務)

当社およびパートナーは、本プログラムの遂行上知る必要性がある従事者(事業者役員、従業員、弁護士、委託者等)に開示する場合を除き、本プログラムに関連して開示を受けた機密情報を第三者に開示または漏えいしないものとします。

2. 当社およびパートナーが書面による事前の承諾を得て第三者に対して相手方の機密情報を開示することが出来るものとします。この場合、第三者は本契約により自己が負う義務と同等の守秘義務を課すものとし、もう第三者が当義務に違反した場合は、自己が本契約に違反したものとみなします。
3. 当社およびパートナーは、相手方の機密情報を本プログラム遂行の目的以外に利用しないものとします。
4. 前項の規定に拘わらず、以下の各号に定めるものは守秘義務の対象に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知であった情報又は非開示者が自ら保有していた情報
 - (2) 開示後、公知となった情報
 - (3) 非開示者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (4) 非開示者が開示された機密情報によらず独自に開発した情報
 - (5) 監督官庁もしくは法律の要求により開示された情報
5. 当社は、パートナーに係る個人情報を当社のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。

第7条 (権利の帰属)

本プログラムの遂行上で生じた発明、考案・意匠、著作物、ノウハウ等(以下「発明等」といいます)および発明に関する特許、その他の知的財産権の帰属について以下のとおりとします。

- (1) 当社およびパートナーが共同で発明等を行った場合の知的財産権は、共有とし、その持分は均等とします。
- (2) 当社およびパートナーが単独で発明等を行った場合の知的財産権は、当該当事者に単独で帰属するものとします。
- (3) 前(2)項に拘わらず、当社およびパートナーから提供を受けた技術情報に基づきパートナーが発明等を行った場合の知的財産権を権利化の届けを提出する場合、予めその内容を当社に通知し権利の帰属等について当社と協議するものとします。

第8条 (損害賠償)

パートナーは本契約の履行に際し、自己の責に帰すべく事由により当社または第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負うものとします。

第9条 (契約の解除)

当社は、パートナーが次の各号に該当した場合、何らの通知または催告を要せず、本契約を解除できるものとします。

CBP (Cloud Business Partner) Program Agreement

- (1) パートナから書面により契約解除の申請を受けたとき
- (2) 本規約の各条項に違反し、書面により催告を行った後、当該違反が是正されないとき
- (3) 当社の業務遂行、本プログラムの遂行等に著しい悪影響を及ぼし、若しくは当社に重大な損害を与えたとき、又はその恐れがあるとき

第10条 (本プログラムの終了)

当社は、本プログラムをパートナに承諾を得ることなく、いつでも終了することが出来るものとし、
す。当社は、やむを得ない場合を除き 1 ヶ月前までにパートナにその旨を通知します。

2. 本プログラムが終了した場合、本件契約も終了したものとします。

第11条 (管轄裁判所)

本規約に関する準拠法は、日本国法とします。本規約に関する紛争等については、東京地方裁判所を
第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条 (協議解決)

当社およびパートナは、本規約の条項解釈に疑義が生じたとき又は本規約に定めのない事項について
は、双方が対等な立場に立って誠意を持って協議し、その解決を図るものとします。

付則 (実施期日)

本プログラム規約は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

以上